

報告第18号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、調停の成立について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月22日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年1月6日に申し立てられた民事調停事件について、次のとおり専決処分する。

令和3年5月17日

足立区長 近藤 弥生

民事調停事件に関する合意について

足立区は、令和3年1月6日に申し立てられた民事調停事件について、下記により合意する。

記

1 相手方

足立区関原在住者 ほか1名

2 調停条項

- (1) 区（以下「甲」という。）は、
（以下「乙」という。）
）及び
（以下「丙」という。）に対し、本件解決金として10万円（乙及び丙の連帯債権）の支払義務があることを認める。
- (2) 甲は、乙及び丙に対し、前項の金員（乙及び丙の連帯債権）を令和3年6月30日限り、乙名義の普通預金口座に振り込む方法で支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。
- (3) 乙は、その余の請求を放棄する。
- (4) 乙、丙及び甲は、乙と甲との間及び丙と甲との間には、本件に関し、この調停条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 調停費用は各自の負担とする。

以上